

令和 6 年度 第 2 期 論文式民法試験問題

受験上の注意事項

- 1 監督者の指示がある前に、この問題を開くことを禁止します。
- 2 試験開始の合図により、解答を始めてください。この試験では、六法を貸与し、その使用を許可します。
- 3 試験開始の合図の後、印刷不鮮明等に気付いた場合は、黙って手を挙げ、監督者に申し出てください。
- 4 解答は、答案用紙に黒インクのペン又はボールペンにより書いてください。
消せるボールペンや時間の経過により字が消えるボールペンは使用しないでください。また、鉛筆は不可です。
- 5 試験時間は60分です。
試験開始後20分以内及び試験終了前5分間は、答案の提出及び試験室からの退出はできません。それ以外の時間に退出（途中退出）する場合には、黙って手を挙げ、自席で答案及び問題を監督者に渡してから退出してください。
- 6 この問題は、試験終了後、持ち帰ることができます。
- 7 次のもの以外は机の上に置かないでください。
受験票、筆記具、時計（計算機能等のないものに限る。）、眼鏡。
受験票は、氏名、受験番号が記載されている面を表にして、監督者が見やすい位置に置いてください。なお、上記以外のものについては、監督者の許可を得てください。
- 8 問題検討のためのラインマーカー及び色鉛筆の使用は、問題用紙に限り認めます。
- 9 携帯電話等は、必ず電源を切って鞆等にしまってください。
- 10 試験室内では、耳栓の使用はできません。
- 11 試験時間中の発病等やむを得ない場合には、黙って手を挙げ、監督者の指示に従ってください。
- 12 試験時間中の喫煙や飲食（ガム等を含む。）は、禁止します。
- 13 試験終了の合図とともに、直ちに筆記具を置き、監督者の指示を待ってください。
- 14 不正の手段によって試験を受け、又は受けようとした者に対しては、試験を停止し、合格の決定を取り消すことがあります。

〔民 法〕

次の文章を読んで、後記の〔設問 1〕から〔設問 3〕までに答えなさい。各設問は独立したものとする。

【事実Ⅰ】

1. 令和 3 年 5 月 8 日、X は、クリエイター向けの甲社製ハイスペックパソコンを中古で購入したいと考え、知り合いの中古パソコンの販売業者 A に相談したところ、A からは、X が希望していた甲社製の当該パソコン（以下「本件パソコン」という。）をたまたま他の同業者から同年 2 月に 50 万円で購入しその引渡しを受けたので、これを 40 万円で X に譲り渡してもよいと言われたが、A 自身が本件パソコンの調整も兼ねてこれを使用したいので、本件パソコンを実際に X に引き渡すまで 1 か月程度待つてほしいとのことであった。
2. そこで、同年 6 月 1 日、X は A との間で、本件パソコンの代金を同月 15 日に支払うこと、同年 7 月 10 日に本件パソコンを X に実際に引き渡すまでの間、A がこれを使用することを内容とする契約を締結した。
3. 資金繰りに困っていた A は、X から本件パソコンの代金を受領した後の同年 6 月 20 日、本件パソコンを自己の所有であるとして Y に 40 万円で譲渡する契約を締結した（その際、Y は本件パソコンが A の所有だと思っていた。）。
4. A Y 間では、上記 3 にかかる契約の代金支払と引渡しを同年 7 月 1 日とすることとした。同年 7 月 1 日になり、A は本件パソコンを Y に引き渡し、Y はこれを自宅に持ち帰った。その後、同月 10 日になり、A から Y への売買を知った X は、Y に対して本件パソコンが自己の所有であるとして、その引渡しを求めた（以下「本件請求」という。）。

〔設問 1〕（50 点）

【事実Ⅰ】 1 から 4 までを前提として、X の Y に対する本件請求は認められるかについて、その理由を明らかにしつつ答えなさい。

【事実Ⅱ】

【事実Ⅰ】 4 に代えて、以下の事実があった。

5. 【事実Ⅰ】 3 にかかる A Y 間の契約では、代金支払を令和 3 年 7 月 1 日、本件パソコンを実際に Y に引き渡す（同月 10 日）までの間、これを A が使用することとした。その後、同月 10 日になり、A のもとにある本件パソコンの引渡しをめぐる、X と Y との間で争いになった。

〔設問 2〕 (30点)

【事実Ⅰ】 1 から 3、及び 5 を前提として (【事実Ⅰ】 4 は考えなくてよい)、本件パソコンの所有権は誰に帰属するかについて、理由を付して答えなさい。

【事実Ⅲ】

上記【事実Ⅰ】 1 及び 2 に加えて、以下の事実があった。【事実Ⅰ】 3、4 及び【事実Ⅱ】 5 は考えなくてよい。

6. X は、令和 3 年 7 月 10 日に A から本件パソコンの現実の引渡しを受けた。

7. しかし、本件パソコンは実は Z の所有物であり、同年 1 月に何者かによって盗まれてから、その後経緯不明のままいくつかの販売業者の手を経由して、A に譲渡されたものであった。

8. 令和 4 年 2 月、Z は本件パソコンが X の手元にあることを偶然に知った。

〔設問 3〕 (20点)

【事実Ⅰ】 1 及び 2、【事実Ⅲ】 6 から 8 までを前提として (【事実Ⅰ】 3、4 及び【事実Ⅱ】 5 は考えなくてよい)、Z は X に対していかなる請求をすることができるかについて、X の反論も踏まえて答えなさい。

